

# TAX NEWS LETTER

～トピックス～

## 1. 改正電子取引制度の宥恕措置について

## 2. 事業復活支援金について

### 1. 改正電子取引制度の宥恕措置について

令和4年度税制改正において、電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置（宥恕措置）が講じられました。概要は以下の通りです。

○令和4年度の税制改正の概要

- ・ **令和4年1月1～令和5年12月31日にまでの間に行われた電子取引データ**は、保存要件に従って保存できなかったことについて**やむを得ない事情がある場合には、引き続きその出力書面による保存を可能**とする。
- ・ 宥恕措置の適用にあたって、**納税者から税務署長への手続きなどは不要**。

※あくまで2年間の宥恕措置であるということ。**【義務化】がなくなるわけではございません**のでご注意ください。

※国税庁 HP 一問一答【問 41-2(参考)】には下記の記載がございます。

この宥恕措置の適用にあたっては、保存要件に従って保存をすることができなかったことに関するやむを得ない事情を確認させていただく場合もありますが、仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的でなくても結構ですので適宜お知らせいただければ差し支えありません。

### 2. 事業復活支援金について

経済産業省が、全国・全業種の中堅・中小企業、フリーランスを含む個人事業主を対象に「事業復活支援金」を給付することを決定致しました。

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年～2021年までの間の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者が対象でございます。

今後のスケジュールですが、1月31日に「通常申請受付開始」が予定されております。また、2月18日に「特例措置」も申請開始予定となっております。

現状、発表されている情報は下記 URL を参照して下さい。

URL:[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_fukkatsu/pdf/summary.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf)